



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

〔省令〕
日 次

- 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令
(厚生労働一三七)
- 牛乳乳製品統計調査規則の一部を改正する省令
(農林水産五六)
- 牛乳乳製品統計調査規則の一部を改正する省令
(農林水産一三七)
- 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令
(厚生労働一三七)

- 食糧援助に関する日本国政府とリベリア共和国政府との間の書簡の交換に関する件 (同四九五)
- 国際水路機関条約のルーマニアによる批准に関する件 (同四九六)
- 租税特別措置法第十条の四第一項第四号及び第四十二条の七第一項第四号の規定の適用を受ける機械及び装置並びに器具及び備品を指定する件の一部を改正する件 (財務二五六)
- 平成二十一年度科学研究費補助金 (特定奨励費) における事業計画調書の提出期限等を定める件 (文部科学一四三)
- 平成二十年度における共同募金の実施期間を定める件 (厚生労働四三六)
- 使用薬剤の薬価 (薬価基準) の一部を改正する件 (同四三七)
- 療担規則及び療担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件 (同四三八)
- 厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部を改正する件 (同四三九)
- 公証人法第七条ノ一第一項の規定による指定の件 (同三九七)
- 日本国に帰化を許可する件 (同三九八)

- 牛乳乳製品統計調査規則の規定に基づき、農林水産大臣が定めるもの等を定める件の一部を改正する件 (農林水産一三七〇)
- 木材統計調査規則の規定に基づき農林水産大臣が定める件の一部を改正する件 (同一三七一)
- 中小企業信用保険法第二条第四項第一号の事業者を指定する件 (経済産業一九五)
- 道路運送法第八条第一項の規定により、緊急調整地域を指定する件 (国土交通一〇二九)
- 電子情報処理組織による環境省の所管する法令に係る行政手続等に関する告示の一部を改正する件 (環境六九)
- 道路に関する件 (東北地方整備局一六四)
- 道路に関する件 (近畿地方整備局一三一)
- 道路に関する件 (九州地方整備局一〇九、一一〇)
- 人事に関する件 (人事院)
- 〔官庁報告〕
〔人事異動〕
- 採用候補者名簿の失効 (人事院)
(国土交通省)

官 厅	財 团	諸 事 項
裁判所	相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、油濁損害賠償責任制限、再生関係	会社その他
三	三	三
九五	九五	九五

品 品 外 用 名 规 格 莱 格 单 位 莱

(◎ フェノール・亜鉛華リニメント「J G」 (◎※親水軟膏 (J G) (L) (◎ チンク油 「J G」 (S)	10g	16.80
(◎ 厚生労働省知示第四百三十八号 保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和三十一厚生省令第十五号) 第十九條第一項本文及び高齢者 医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和五十八年 生省告示第十四号) 第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、療養規則及び薬粗規 並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等(平成十八年厚生労働省告示第百七号) 一部を次のように改正する。 平成二十一年九月一日 別表第二に第七部として次のとおり記載する。	10mL 10mL	12.40 13.00
厚生労働大臣 健康 監		
品 名	規 格	単 位
(+) ゲンチアナ末「エビス」 (さ)	10g	
(+) 酸化マグネシウム「エビス」 (せ)	10g	
(+) セネガシロップ「エビス」 (た)	10mL	
(+)※单シロップ(エビス) (た)	10mL	
(+) プロムワレリル尿素「エビス」 (エビス)	1g	
品 名	規 格	単 位
(+) グリセリン「エビス」 (+) グリセリンカリ液「エビス」 (L)	10mL 10mL	10g 10g
(+)※親水軟膏(エビス) (ち)	10g	10g
(+) チンク油「エビス」 (S)	10g	18.30

○厚生労働省告示第四百三十九号
厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

厚生労働大臣　舛添 要一
平成二十年九月一日
第二項第十七号イ(2)、第五十八号イ(2)及び第七十五号イ(2)中「内科専門医」を「総合内科専門医」に改める。

第二項に次の二号を加える。
八十三 RET遺伝子診断(甲状腺腫瘍癌に係るものに限る。)の施設基準

イ　主として実施する医師に係る基準
(1) 専らに小児科、小児外科、小児外科又は耳鼻いんこう科に従事し、当該診療科について五
年以上の経験を有すること。

(2) 総合内科専門医、内分泌代謝科専門医、小児科専門医、外科専門医、小児外科専門医、耳鼻咽喉科専門医又は臨床遺伝専門医であること。

4) (3)
当該療養について、一年以上の経験を有すること。
当該療養について、当該療養を中心として実施する医師として症例を実施していること。

口 保険醫療機関に係る基準
(1) 内科、小兒科、外科、小兒外科又は耳鼻いんこう科を標榜していること。

(3) (2)
実施診療科において、常勤の医師が配置されていること。
臨床検査技師が配置されていること。

(5) (4) 医療機器保守管理体制が整備されていること。倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催

(6) 医療安全管理委員会が設置されていること。
すなはち。

8) (7)
遺伝カウンセリングの実施体制を有していること。
当該療養について症例を実施していること。

第三項に次の一号を加える。
十六　~~复空境妨下千刃余持~~（部分刃余及び外則又或刃余を除く。）

○厚生労働省告示第四百四十号
（平成十二年五月一日）

指定店舗サード等に要する費用の額の算定に関する基準（平成二年厚生労働省告示第百三号）

厚生労働大臣から方ある者等
(平成十一年厚生省告示第122号) の一部を改定する
十六号の規定に基き
次のように改正する。

平成二十年九月一日
第二十七号イ(1)及び第三十六号イ(3)中「少なくとも一週につき一回以上」を「入所者の状態又は周辺の状況に依り、外宿する必要がある」とし、外宿する要件を追加する。

○農林水産省告示第千三百七十号
家族の求め等に応じ隨時に改める。

牛乳乳製品統計調査規則（昭和四十六年農林省令第三十八号）第七条第二項及び第八条第四項の規定に基づき、平成十四年十一月二十日農林水産省告示第千八百八十五号（牛乳乳製品統計調査規則の定

規定に基づき、農林水産大臣が定めるもの等を定める件)の一部を次のように改正し、平成二十年十二月三十一日から施行する。

農林水産大臣 太田 誠一
平成二十年九月一日

に改める。
別記様式第一号から別記様式第三号までを次のように改める。